

長野県看護大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。
認定の期間は2019（平成31）年3月31日までとする。

II 総 評

貴大学は、「健康と福祉の増進に寄与することを目的として、看護の社会的機能を担うことのできる人材を育成するとともに、看護に関する専門的な知識及び技術を深く教授研究する」ことを大学設置の目的とし、1995（平成7）年に長野県が駒ヶ根市に設置した公立大学である。看護学部のみで開学した後に、看護学研究科を設置し、現在は1学部1研究科を有する看護の単科大学として、発展している。

1 理念・目的

大学設置の目的に基づき、「自立性、主体性を育むことを基盤とした健康福祉の向上に貢献できる人材を育成する」という学部・研究科として共通の教育理念を掲げている。さらに、教育理念に基づく学部の教育目標、大学院の目的、博士前期・後期課程の目標をそれぞれ具体的に定め、学生が理念をイメージできるようにしている点は評価できる。しかし、博士前期課程の修士論文コースと専門看護師（CNS : Certified Nurse Specialist）コースについて、目的や特徴に応じた教育課程の違いが明確に示されていないため、両コースの目的・目標を具体的に明文化することが望ましい。

教育理念や教育目標については、『学生便覧』に掲載するとともに新入生へのガイダンスや新任教職員へのオリエンテーションで学内の周知をはかり、大学パンフレット『PATHWAY』、ホームページにも掲載し、学外へ公表している。

2010（平成22）年に理念・目的を実現するための「長野県看護大学5カ年計画（平成22年度～平成26年度中期目標）」を定め、5年ごとに理念・教育目標を見直す姿勢を明確にしている。

2 教育研究組織

教育研究組織は、看護学部、看護学研究科、「看護実践国際研究センター」により構成されている。看護学部は、看護学を支持する専門関連領域（学科目制）と看

護学を構成する専門領域（講座制）に分かれている。看護学研究科は「看護基礎学領域」「達成看護学領域」「育成看護学領域」「広域看護学領域」「健康資源開発看護学領域」の5つで構成されている。特に「健康資源開発看護学領域」は、人間と自然の相互依存の観点から、天然資源や食生活などの地域特性を中心に、健康資源の開発や健康支援のための看護実践をしている特色ある分野である。

また、大学の連携・協力のコアの部分を担当している「看護実践国際研究センター」は、自治体、企業、他大学との産学官連携の中で、横断的、組織的に研究を進めている。分野・講座を超えた学際的共同研究「認知症高齢者のトータルケア」を新たにテーマとして立ち上げ、認定看護師教育部門の新設など当該センターの活性化が図られており、教育研究組織は理念・目的を実現するためにふさわしいものである。

学部は教授会、研究科は「研究科委員会」、「看護実践国際研究センター」は「センター運営会議」において、各教育研究組織の適切性を検討し、2011（平成23）年4月には5カ年計画に基づいて組織再編を行うなど、教育研究組織の点検・評価が定期的に進められている。

3 教員・教員組織

看護学部

大学設置の目的および教育理念に基づき、看護の実践者、教育者および研究者を育成するための教員組織を編制している。しかし、教授不在や休職中の教員のいる講座については、兼任教員の活用や他の講座からの応援などによって維持しているが、講座機能に支障が生じ、専任教員の担当授業時間にも偏りが見られる。「長野県看護大学5カ年計画」に基づく講座再編により、改善を図っているが、今後は、教員組織の編制方針を定め、方針に沿って適切に教員組織を整備することが望まれる。

各教員は、教育・研究・社会貢献・大学運営等についての自己評価や今後の目標を明確化することが求められている。教員の資質向上を図るため、教育と研究についてのファカルティ・ディベロップメント（FD）研修などが行われ、学会発表、論文発表数、科学研究費補助金の申請・採択件数などが報告されている。

看護学研究科

教員配置は、基本的には学部の教員配置を踏襲し、各研究領域別には、責任者を定め役割分担が行われている。しかし、研究科においては教員に高い研究能力を持つことが求められているが、研究科の教員の募集・採用・昇任は学部と同一の規程に従っており、大学院担当教員の選考に関する規程などが定められていないので、適切に定めることが望まれる。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

全学

学部の教育目標および大学院の目的・目標においては、育成すべき資質・能力、修得すべき知識などを具体的に示している。また、教育課程の編成については、学部は『学生便覧』やホームページなどで人間の理解を中心とするカリキュラムの特徴を示し、研究科の博士前期・後期課程では、それぞれの課程の教育目標を明確に示している。しかし、教育活動を確実に展開し、学位の質を保証するためには、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）として到達すべき学修内容や水準を明確にするとともに、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）についても、教育目標を実現するためのカリキュラム編成などを具体的に示すよう、改善が望まれる。

看護学部

教育理念に基づき、「豊かな人間性と幅広い視野を養う」「看護専門職者として社会に貢献できる能力を養う」「看護実践における課題の究明に取り組む能力を養う」という3つの教育目標を掲げている。教育目標は『学生便覧』および『PATHWAY』に明示され、学生には毎年4月のガイダンスの際に、新任教職員に対しては就任時のオリエンテーション時に周知している。また、ホームページにも掲載され、社会に公表している。

看護学研究科

大学院の目的として「看護学に関する理論と実践を専門的かつ学術的に探求するとともに、看護の質の向上に貢献し得る創造性豊かな教育・研究能力と看護実践能力を持ち、専門職にふさわしい倫理観を備えた人材を育成すること」を掲げている。

大学院の目的および博士前期・後期課程の目標については、『大学院学生便覧』『PATHWAY』およびホームページに掲載されている。また、教育目標の適切性については、担当部会や「研究科委員会」で協議されている。博士後期課程においては、社会的公表を視野に入れ、2010（平成22）年度入学の大学院学生から博士論文提出条件として、副論文一編の提出を義務づけている。

(2) 教育課程・教育内容

看護学部

教育課程については、教育理念と教育目標を達成するために「人間の理解」「看

「看護学の基礎」「看護実践の理解と方法」「看護の可能性の追究と発信」という4つの要素で構成され、医療の高度化・専門化・多様化に対応できる深い知識と高度な技術、豊かな人間性を身につけるよう配慮している。しかし、『学生便覧』や『シラバス』には、学年ごとの必修科目と選択科目の一覧表が示されているだけなので、学生がカリキュラムの特徴や学修の方向性を理解するためにも4つの構成要素と授業科目との関係性がわかるよう明確に示すことが望まれる。

2006（平成18）年にカリキュラムを改正し、2009（平成21）年には授業科目の順序性や学年ごとの授業科目の過密さを改善すべく教育課程の一部を改善した。ただし、学生のコミュニケーション能力の向上を目的とし、新たに開講した「コミュニケーション論」「看護コミュニケーション実習Ⅰ」「看護コミュニケーション実習Ⅱ」は、既存科目の「人間関係論・エンカウンターⅠ」「基礎看護学実習」と学修内容の違いが明確でないため、それぞれの科目の目的や位置づけを明確にするとともに、教育内容を見直すことが望まれる。なお、地域の風土や文化を理解する「信州学」を開講していることは評価できる。

看護学研究科

博士前期課程には、修士論文コースと小児看護学と老年看護学の2つのプログラムを有する専門看護師コースを設けている。2012（平成24）年度には精神看護専門看護師コースの設置を予定しており、今後のCNS育成の継続とさらなる発展が期待される。しかし、修士論文コースと専門看護師コースは『大学院学生便覧』にて単位数などの課程修了の要件は示されているものの、教育課程の違いや目的・特徴が明確にされているとはいえないので、それぞれ明確に定めることが望ましい。

教育課程の構成は、「看護理論」「看護研究法」「看護学課題研究」からなる専門必修科目、専門的な知識と技術を探求する領域別専門科目、広い視野をもち人間性豊かな看護を実践できる能力の基礎となる学際的な科目から構成された共通選択科目を設定している。国内外の学術的な場において研究成果を公表する能力や専門性を基盤として多職種と協働し、調整する能力を養うために領域の枠を超えた共通選択科目が多く配置されている点は評価できる。

博士後期課程は、専門領域を深め、理論と研究を高めるための領域別専門科目と、広い視野をもち人間性豊かな看護を実践できる能力の基礎を養成する共通選択科目からなり、基礎から応用へ、理論の理解から実践への適応と専門性が深まるように体系的に編成され、より高度な研究を探求できる教育内容となっている。

また、県内8大学を遠隔システムでつなぎ各大学の講義を聴講できる「高等教育コンソーシアム信州」に参加している。

(3) 教育方法

看護学部

学部の教育目標を達成するため、講義、演習を配置し、討議方式、体験学習、プレゼンテーションなどを取り入れている。また、実習指導体制は、学生5名程度の各グループに専任の教員が配置され、実習施設の臨床実習指導者の協力を得ながら、実習指導が行われている。

シラバスは統一した書式を用いて作成され、授業内容、方法、評価方法が示されているが、科目ごとに記載内容に精粗があり、学修内容・方法が分かりにくく、成績評価基準があいまいなので、改善が望まれる。

教育内容・方法などの改善を図ることを目的として、継続的に教育・実習に関するテーマでFD研修会を実施し、実習での実践能力や指導能力の向上に結びつけている。しかし、学生による授業評価では、個々の教員に結果をフィードバックするにとどまっているため、今後は、授業評価体制を確立し、組織的に改善に向けた活用に努めることが望まれる。

学生への履修指導は、「教務委員会」の履修サポート班と学年顧問が連携して、指導体制の確認や個々の学生に関する指導を行っている。

看護学研究科

教育目標を達成するために、必要となる授業は1年次の共通科目から全員が受講できるような配慮がなされ、遠隔授業も開講している。

博士前期課程の『大学院シラバス（博士前期課程）』には、学修目標、授業計画・内容が示され、大学院学生に周知しているが、成績評価基準が不明瞭である。博士後期課程においては、『大学院学生便覧』に科目概要は示されているが、シラバスは提示されていない。また、課題研究指導教員と研究概要の公開が十分ではないので、『大学院学生便覧』やシラバス等に明記することが望まれる。

学位授与状況を見ると、博士前期・後期課程ともに修了予定者数を大きく下回る修了者数であることや、博士前期・後期課程修了者の学会誌への発表が少ないこと、専門看護師認定審査の合格者が1名にとどまっていることなどの改善すべき点が見受けられる。これらの点を踏まえ、「研究科委員会」での討議を経て、論文投稿や研究継続に向けてのサポートや専門看護師認定審査までの指導体制の組織化を準備している。具体的には、遠隔授業の充実やサテライト教室の開設による社会人学生の学修環境の整備に関する検討、修士論文提出後の継続指導の推進、専門看護師の活躍できる医療の場の開拓などが進められており、今後の発展に期待したい。

(4) 成果

看護学部

卒業要件は、『学生便覧』に記載し、あらかじめ学生に示している。卒業認定は、各教員から提出された成績評価について「教務委員会」での検討を経て、さらに教授会での協議により決定されている。しかし、学生の学習成果を測定するための評価指標がないので、その開発と学習成果の測定に取り組むことが望まれる。

看護学研究科

博士前期・後期課程の修了要件は、『大学院学生便覧』に記載し、あらかじめ学生に示している。また、学位授与方針は明示されていないが、『大学院学生便覧』に示されている「論文の到達目標」に基づいて学位授与が行われている。

修士論文、博士論文はそれぞれ、「長野県看護大学学位規程」「長野県看護大学学位規程に関する内規」に定められた手順に基づいて、指導および審査がなされている。

修士論文は、主指導教員と副指導教員による1次審査結果を踏まえ、全教員参加による発表会後に「研究科委員会」で2次審査を行い、教育成果を厳格に判定している。

博士論文は、研究計画書の審査を「研究科委員会」で行い、論文審査は指導教員を含む5名で審査し、全教授が閲覧した後に「研究科委員会」で審査される。

学習成果を測定する方法として、学会発表、学会誌への投稿を評価指標としているが、十分な成果が上がっているとはいえないため、今後、意識的に取り組むよう指導することが望まれる。

なお、博士後期課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、再入学の手続きを経ず学位論文を提出して、博士の学位を取得した者について、「課程博士」として取り扱っていることは適切ではない。課程制大学院の趣旨に留意して、博士の学位の質を確保しつつ、標準修業年限内の学位授与を促進するよう改善が望まれる。そのうえで、標準修業年限内に学位を取得することが難しい学生に対しては、在籍関係を保持したまま論文指導を継続して受けられる工夫や、その際の修学上の負担の軽減措置を講じることなどを検討し、円滑な学位授与に努めることが望まれる。

5 学生の受け入れ

看護学部

多様な可能性をもつ看護実践者の育成を目指すために、相手の個性を尊重することや積極的に学ぶ姿勢などを踏まえた学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリ

シー) を掲げ、『入学者選抜に関する要項』およびホームページに明示している。

選抜試験では、学生の受け入れ方針に基づいて、小論文や面接を課し、一般選抜試験、特別選抜試験、編入学試験を行い、公正・適切に選抜が行われている。なお、県内の高校と入試に関する意見交換を年間2回実施して、学生の受け入れ方針に基づいた入学者選抜方法を説明している。「入試検討委員会」では、出題ミスを防ぎ、有効な出題をするためのガイドラインを作成している。さらに、県立大学として広く県民の意見を反映するため、学外委員にて構成されている「大学運営協議会」に、入学者選抜の結果を報告して、選抜方法の適切性について検証している。

学生の受け入れの適切性については、広報活動は「広報・交流委員会」「ネットワーク推進委員会」、退学者などは「教務委員会」、特別選抜試験および一般選抜試験は「入試検討委員会」において、定期的に検証している。

看護学研究科

大学院学生の受け入れについては、大学院の目的、博士前期・後期課程の目標を募集要項に記載し、臨床経験を積んだ看護職者を公募している。また、科目等履修生、研究生の受け入れは、勉学意欲のある社会人等に対して門戸を開いている。しかし、博士前期・後期課程において、どのような資質・能力・態度を備えた大学院学生を受け入れるのか、目的や目標と関連した求める学生像を明確にした学生の受け入れ方針を示しているとはいえない。

博士前期・後期課程ともに各受験科目の採点基準に基づいて、入試部会で判定し、その提案に基づき「研究科委員会」において合否判定するシステムをとり、公正かつ適切な選抜が行われている。また、学生選抜に必要な入学試験科目および採点基準に関する適切性の検証は、随時行っている。

6 学生支援

修学支援については、最終年次に卒業できない学部学生や休学者などへの対応も含めて、各学年2名の学生顧問を置き「教務委員会」と連携して学習指導に当たっている。

経済的支援については、約半数の学生が日本学生支援機構の奨学金、長野県看護職員修学資金を利用し、経済的理由による授業料減免にも対応している。

学生生活の支援については、学年顧問や学生支援員といった相談窓口を置いてほかに、2010（平成22）年11月から、学生のメンタル面の相談に応じる「健康センター」を開設し、精神看護専門看護師が常駐して相談に応じている。これを契機に、関係者による「学生支援会議」を定期的かつ随時に開催し、情報の共有体制も強化している。ハラスメント防止については、「ハラスメント防止委員会」や相談

員が置かれ、学生への周知も図られている。また、1年生の多くが寄宿舎での寮生活を経験し、学生にとって有益で貴重な体験となっている。

学生の進路については、学生委員会とともに学生部就職支援員が進路と国家試験に関する支援を行う体制がとられており、3、4年次を対象に就職、進学ガイダンスを行っている。また、学生生活アンケートでは、進路に不安を抱えている学生が多いことから、今後、1、2年次にもキャリア・ガイダンスの実施を予定している。

修学支援、生活支援および進路支援はおおむね適切に行われているが、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえた学生支援の方針が明確に定められていない。

7 教育研究等環境

恵まれた自然環境の中に、大学設置基準を上回る校地・校舎等を有し、図書館・教育研究棟・グラウンドなどの大学として基本的な施設のみならず、屋内プール・有酸素運動研究コースが整備され、人の健康にかかわる看護系大学にふさわしい教育環境と施設が提供されている。屋内プールは、維持のための休館日を除いて県内の高齢者や障がい者などに年間を通じて利用されており、教育でも地域・社会貢献の面でも大きな効果を上げている。しかし、長野県からの予算編成方針に基づき、効率的な施設の整備および修繕をしているものの、学部・研究科の理念を踏まえた教育・研究の環境整備にかかわる方針は明確に定められていない。

教員の研究活動については、必要な研究費や研究室の整備、教育補助を行うティーチング・アシスタント（TA）制度など、多岐にわたって教育・研究を支援する大学の姿勢は十分評価できる。また、人を対象とするすべての研究は、卒業研究などを除いて、倫理委員会の審査を受けることが義務づけられている。研究計画の倫理審査は、研究対象者の人権を守ることをその主眼とし、インフォームド・コンセントが形骸化しないよう厳格に行われている。

8 社会連携・社会貢献

社会連携・社会貢献については、「県民の健康・福祉のための大学資源の有効利用と、地域の健康・福祉に関連した活動を推進し、地域に開かれた大学として地域の生涯学習の一端を担い、さらに、国際技術協力による社会貢献・社会交流を積極的に行う」という方針を示している。

地域貢献を目的のひとつとしている「看護実践国際研究センター」では、高齢者を対象とした「高齢者水中運動研究プロジェクト」や異文化健康問題に貢献するための研究として、南信州に住む外国籍市民を対象とした「健康支援プロジェクト」などを通じて、地域と大学を結ぶさまざまな活動を行っている。また、看護職向けと一般教養的なもので構成された公開講座や看護研究者による高度な学術的内容

の学術講演会を開催し、広く一般にも公開している。その他として、研究成果の社会への還元、地域行政、企業等との研究・事業協力、国際協力、情報発信等の活動が積極的に展開されている。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

県の大学設置条例、組織規則、大学および大学院学則によって、学長、学部教授会、各種委員会、研究科教授会、各部会の役割や意思決定プロセスは明確である。また、「大学運営委員会」は、学長の構想・意思の具体化の検討や、教授会・研究科委員会に諮る前の事前審議など、学内におけるボトムアップとトップダウンの流れを調整している点が特徴的である。しかし、理念・目的などを踏まえた管理運営の方針は明確に定められていない。

大学の管理運営に必要な規程を定め、それに基づいた組織を設置して適切に管理運営している。定期的な点検は行われていないが、必要に応じて組織の見直しを行っている。事務職員は、長野県の人事異動によって、2～4年で定期的な異動があるため、継続的な大学としてのスタッフ・ディベロプメント（SD）の実施には至っておらず、職員の資質の向上を図る取り組みが望まれる。

法人化されていない県立大学であるため、大学独自に財務計画を策定することはなく、県の財務運営の一環としての予算編成、執行、監査等が行われており、適切性が担保されている。

(2) 財務

貴大学は、到達目標として、「大学運営方針に基づき、必要な予算額を安定的に確保する」こと、「外部資金を積極的に受け入れ、研究の活性化・財源確保に資する」ことを掲げている。

到達目標の1点目に掲げる、予算の安定的確保については、大学全体の歳入額の増加が示すように、一定の財政基盤の安定が図られているといえる。しかしながら、給与・手当、共済費等が総予算の増額以上の比率で増加しており、今後の県の財政事情が厳しいと予想されている中で、これらは将来的な経営基盤の安定を図るための検討課題といえる。

到達目標の2点目である外部資金の積極的受け入れについては、FDの一環として、研究費獲得のための研修会を毎年実施する等の方策により、過去3カ年において、科学研究費補助金の獲得件数が7件から15件に倍増し、獲得金額も1,120万円から1,892万円へと70%増加している点については評価できる。

しかしながら、教育研究予算額が減少しており、この減少分を外部資金が補う形

となっていることから、科学研究費補助金以外の外部資金の獲得を行う体制を整備する等、今後の努力は不可欠であり、将来にわたって、安心して教育・研究に取り組めるよう、教育研究費総額の安定を図ることが求められよう。

10 内部質保証

「長野県看護大学評価規程」に基づき、自己点検・評価を実施するとしているが、2006（平成 18）年に本協会による認証評価を受けた際には、各委員会における点検・評価にとどまっており、全学的な自己点検・評価の体制が機能しているとはいえなかった。

2010（平成 22）年 5 月に「長野県看護大学のあるべき姿」として中期目標を設定し、「長野県民の健康生活の向上を基盤とし、世界の人々の健康生活に寄与できる、高い臨床能力を持つ看護職者の養成にかかわる教育・研究を目指して行動する」という行動指針のもとに、「臨床力の育成」「研究の実施」「必要な施設・設備」などの観点から、大学全体で点検・評価を行い、その結果を、学外委員で構成されている「大学運営協議会」に報告し、大学運営の適切性を客観的に評価する体制を構築した。

受験生を含む社会一般に対して法令上求められる事項については、ホームページなどに公開されている。特に学校教育法施行規則により開示を求められている情報については、ホームページのトップページから容易にアクセスできるように工夫されている。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列記する。

なお、今回提示した各指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を、「改善報告書」としてとりまとめ、2015（平成 27）年 7 月末日までに本協会に提出することを求める。

一 長所として特記すべき事項

1 社会連携・社会貢献

- 1) 「看護実践国際研究センター」は、地域高齢者のヘルスプロモーション活動を支援する「高齢者水中運動研究プロジェクト」や南信州に住む外国籍市民を対象とした「健康支援プロジェクト」など、地域貢献の面で成果を上げており、大学として学術的活動を通じた社会貢献を意欲的に行っていることは、評価できる。

二 努力課題

1 教員・教員組織

- 1) 看護学研究科において、大学院担当教員の選考に関する規程などが明確に定められていないので、改善が望まれる。

2 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- 1) 看護学部・看護学研究科において、学位授与方針として到達すべき学修内容や水準を明確にするとともに、教育課程の編成・実施方針についても、教育目標を実現するためのカリキュラム編成などを具体的に示すよう、改善が望まれる。

(2) 教育課程・教育内容

- 1) 看護学部では、カリキュラムの改正に伴い、学生のコミュニケーション能力の向上を目的として3科目を新設しているが、既存のコミュニケーション関連の2科目との学修内容の違いが明確ではないので、それぞれの科目の目的および位置づけを明確にするよう、改善が望まれる。

(3) 教育方法

- 1) 看護学部の学生による授業評価については、結果を教員にフィードバックするのみで、検証体制が十分とはいえないので、組織的に取り組むよう、改善が望まれる。
- 2) 看護学部の『シラバス』は、記載内容に精粗があり、授業の内容・方法が具体的に示されておらず、成績評価基準もあいまいなので、改善が望まれる。
- 3) 看護学研究科において、『大学院学生便覧』や『大学院シラバス（博士前期課程）』に研究指導を担当する教員および研究領域の概要が明確に示されていない。また、博士後期課程においては、『大学院学生便覧』に講義等の内容は示されているが、シラバスが提示されていないので、改善が望まれる。

(4) 成果

- 1) 看護学研究科の博士後期課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、再入学などの手続きを経ず、学位論文を提出して、博士の学位を取得した者について、「課程博士」として扱っていることは適切ではないので、課程制大学院の趣旨に留意して円滑な学位授与を行うよう、改善が望まれる。

3 学生の受け入れ

- 1) 看護学研究科の博士前期・後期課程において、学生の受け入れ方針が定められていないので、改善が望まれる。

以 上

長野県看護大学提出資料一覧

資料の名称	
(1)点検・評価報告書	
(2)大学基礎データ	
(3)添付資料	
① 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	2010(平成22)年度 長野県看護大学 学生募集要項 ・推薦入学試験 ・社会人特別選抜試験 ・一般選抜入学試験 ・3年次編入学試験 2010(平成22)年度 長野県看護大学 大学院看護学研究科博士前期課程学生募集要項 2010(平成22)年度 長野県看護大学 大学院看護学研究科博士前期課程学生募集要項(2次募集) 2010(平成22)年度 長野県看護大学 大学院看護学研究科博士後期課程学生募集要項 2010(平成22)年度 長野県看護大学 大学院看護学研究科博士後期課程学生募集要項(2次募集)
② 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	2010(平成22)年度長野県看護大学・大学院パンフレット(PATHWAY)
③ 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法を具体的に理解する上で役立つもの	学生便覧 シラバス 大学院学生便覧 大学院シラバス(博士前期課程)*博士後期は未作成
④ 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	学部時間割表 大学院時間割表
⑤ 専任教員の教育・研究業績	長野県看護大学 専任教員の教育・研究業績一覧
⑥ 規程集	長野県看護大学規則規程集
⑦ 各種規程等一覧(抜粋)	
a. 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	長野県看護大学条例 長野県看護大学学則 長野県看護大学院学則 長野県看護大学学位規程 長野県看護大学学位規程に関する内規 長野県看護大学教職員学生協議会設置規程 長野県看護大学公開講座規程
b. 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	長野県看護大学教授会規程 長野県看護大学大学院研究科委員会規程 長野県看護大学運営協議会規程 長野県看護大学広報・交流委員会規程 長野県看護大学ネットワーク推進委員会規程 長野県看護大学FD委員会規程 長野県看護大学看護実践国際研究センター規程 長野県看護大学助教及び助手の各委員会への参加について(申し合わせ)
c. 教員人事関係規程等	長野県看護大学教員の選考基準に関する規程 長野県看護大学教員選考基準細則 長野県看護大学非常勤講師の任用に関する内規 長野県看護大学教員の兼職等の承認基準について
d. 学長選出・罷免関係規程	長野県看護大学学長選考規程 長野県看護大学学部長選考規程
e. 自己点検・評価関係規程	長野県看護大学評価規程

f. ハラスメントの防止に関する規程等	長野県看護大学ハラスメントの防止等に関する規程 長野県看護大学ハラスメントの防止等に関する規程運用細則 長野県看護大学健康センター規程
g. 寄附行為	該当なし
h. 理事会名簿	該当なし
⑧ 財務に関わる資料	
a. 財務関係書類	該当なし
b. 寄附行為	該当なし
(4) その他の根拠資料	その他の根拠資料およびその電子データ(CD-R)